

## 令和6年度さつま町地域防災計画修正案の概要

令和7年3月25日

**1 能登半島地震を踏まえた修正  
(防災基本計画等の修正を踏まえた修正)**

## ■背景

令和6年1月1日16:10に発生した能登半島地震において、孤立集落の発生、ライフラインの損傷、避難所運営における課題が発生したこと等を踏まえ、孤立化の発生等を踏まえた物資の保管や、長期化を踏まえた避難所におけるパーティション等の早期設置等について記述

**避難所の体制・運営**

## ◆第2章 災害予防計画

## 第13節 避難体制 (P44)

第5 避難所の収容、運営体制の整備 (県の計画修正による修正)

## 3 避難体制 避難所の収容、運営体制の整備

町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

【一般災害対策編】第2章第13節 避難体制

【震災対策編】 第2章第12節 "

## ◆第3章 災害応急対策

## 第19節 避難所の運営

第2 避難所の運営管理 (P156) (防災基本計画による追加)

## 4 良好な生活環境の保持

避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。

そのため、避難生活の長期化が予想される場合、パーティションや簡易ベッド等を設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

また、必要に応じ、仮設トイレや簡易トイレを設置し快適なトイレの使用に配慮するよう努める。

## 5 避難の長期化対応

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

【一般災害対策編】第3章第19節 避難所の運営

【震災対策編】 第3章第19節 "

## 孤立化対策

### ◆第2章 災害予防計画 第26節 孤立化集落対策 (P76) (町の施策を反映)

#### 第3 備蓄の推進

町は、孤立化のおそれのある地区住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどを行うよう、広報紙等を通じて周知を図る。

この際、孤立化のおそれがある地区と調整し食料、飲料水の備蓄品を孤立化集落内の安全な箇所に分散配置するなど孤立化対策を推進する。 (※町の施策)

### ◆第3章 災害応急対策 第38節 孤立化集落対策 (P199) (県の計画修正による修正)

町は、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、防災関係機関と連携を図り、集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急輸送に備えるとともに、被災状況を把握（健康状態、集落内の電気・水道・ガス等のライフラインの状況）し、避難所の開設や飲料水、食事等日常生活に必要な物資を確保する。

また、孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合、県（北薩地域振興局 総務企画課）に対して、孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

（第3章 第38節は要約文であり、細部は対照表P15参照）

【一般災害対策編】第2章第26節 孤立化集落対策

第3章第38節 //

【震災対策編】 第2章第24節 孤立化集落対策

第3章第35節 //

## 輸送体制

### ◆第2章 災害予防計画 第16節 輸送体制

#### 第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備 (P50) (防災基本計画による修正)

##### 1 災害に備えた道路啓開体制啓開道路の選定基準の設定

県は、発災後の道路の障害物除去、（路面変状の補修や迂回道路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

また道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携をとり、選定基準を設けてあらかじめ定めておく。

##### 2 道路啓開路線の情報収集作業体制の充実

町及び道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築するものとする。平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業が実施できるよう、道路啓開作業マニュアルを作成するなど、効率的な道路啓開体制の充実を図る。

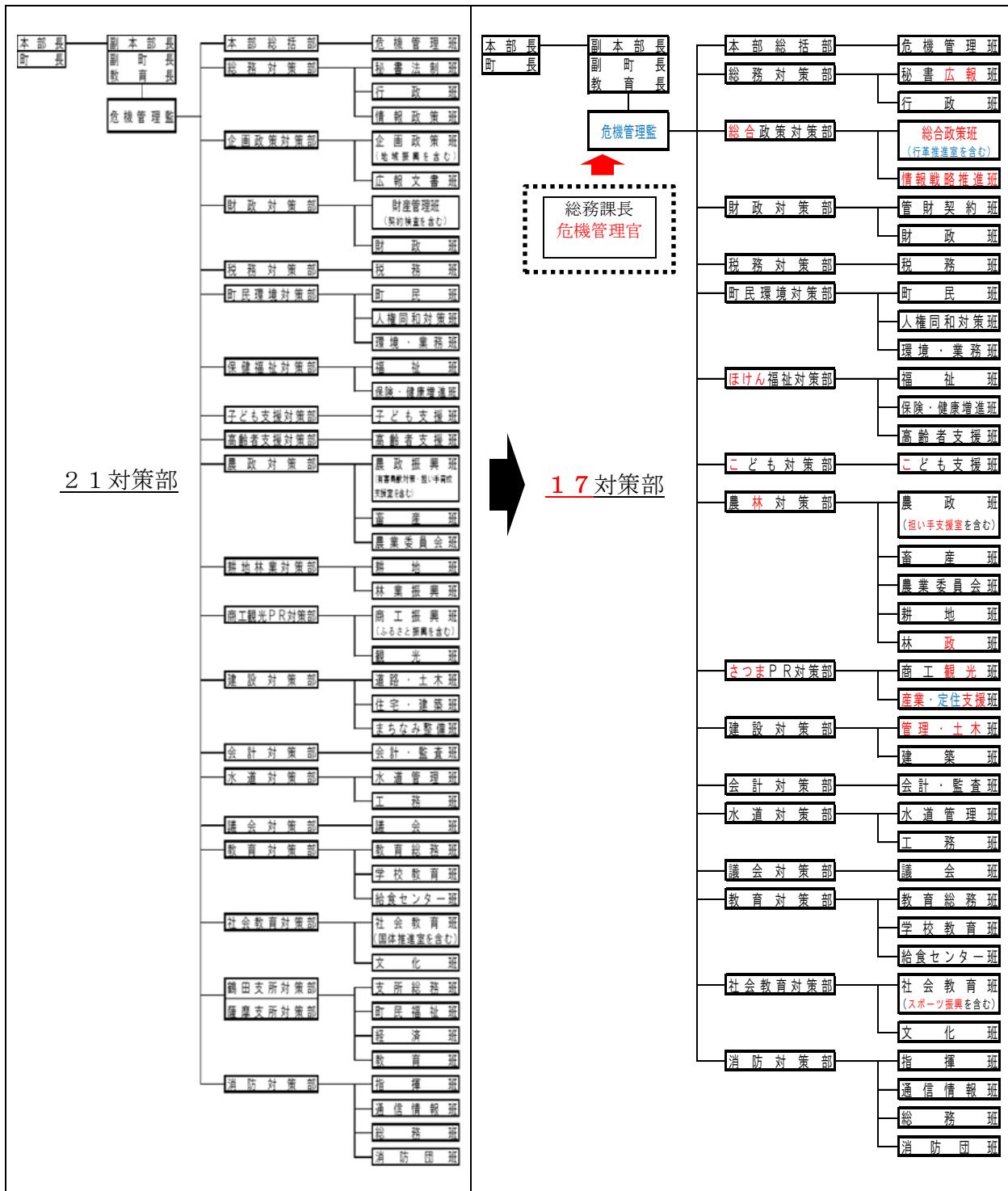
【一般災害対策編】第2章第16節 輸送体制

【震災対策編】 第2章第15節 //

## 2 組織再編を踏まえた修正

【令和6年度組織再編】 2 1対策部→1 7対策部へ（課室等2 7→2 3課室等へ）、危機管理官を配置

【令和7年度組織再編】 危機管理官を廃止→危機管理監を配置、課室等2 3→2 5課室等へ



【さつま町災害対策本部事務所掌】

対照表参照

【一般災害対策編】 第3章第1節 応急活動体制の確立

【震災対策編】 第3章第1節 //

【原子力災害対策編】 第2章第2節 防災活動体制

## 消防本部所管分

### 1 県の組織名変更に伴う修正

#### 危険物等災害対策

##### ◆第2章 災害予防計画

###### 第6節 危険物等災害対策

###### 第2 危険物災害の防止対策の実施方策

###### 5 危険物施設の事業者等の措置 (P 25)

###### (2) 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（危機管理防災局消防保安課）、警察署及び消防機関に通報する。

### 2 北薩3消防本部指令センターの運用開始に伴う修正

運用開始 令和7年4月1日（仮運用 令和7年2月18日～3月31日）

#### 通信・運用体制の整備

##### 第12節 消防体制

###### 第2 消防用水利、装備、資機材の整備

###### 3 通信手段・運用体制の整備

###### (1) 消防通信手段の整備状況（略）

###### (2) 消防通信手段の整備方策

ア 通信手段（消防・救急無線等）の整備（略）

イ 通信・運用体制の整備

- ・ 共同運用する消防緊急通信指令システムの維持管理、また、指令センター職員及び連絡調整員の指令管制能力の向上に努め、緊急時における通報の受理及び出動指令の迅速化を図る。
- ・ 消防通信指令業務の共同運用に伴い、システムの高度化を推進し、各管轄地域の実情にあった最適なシステムを構築することにより、関係消防本部との連携強化を図る。

#### 被害報告

##### ◆第3章 災害応急対策計画 (P 39) (共同指令センター運用開始による修正)

###### 第8節 災害情報・被害情報の収集・伝達

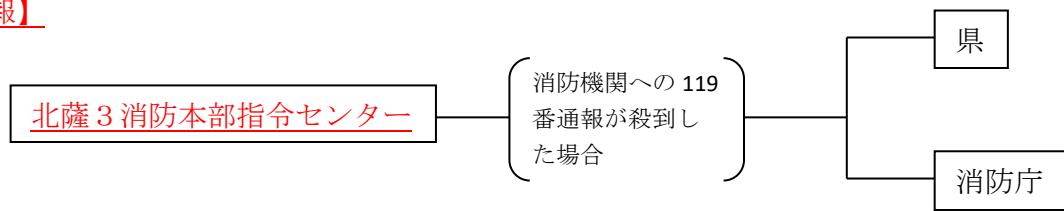
###### 第2 被害報告

###### 3 消防機関への通報が殺到する場合

北薩3消防本部指令センターは、同時多発火災や救出要請等により、消防機関への119番通報が殺到した場合に、さつま町と連携して事案を処理するとともに、その状況を災害即報要領にもとづき直ちに県及び国（消防庁）に報告する。

なお、第2報以降についてはさつま町が災害規模・被害状況等を取り纏めて報告する。

【第 1 報】



【第 2 報以降】

